

第4次南相馬市男女共同参画計画概要版

計画策定の趣旨

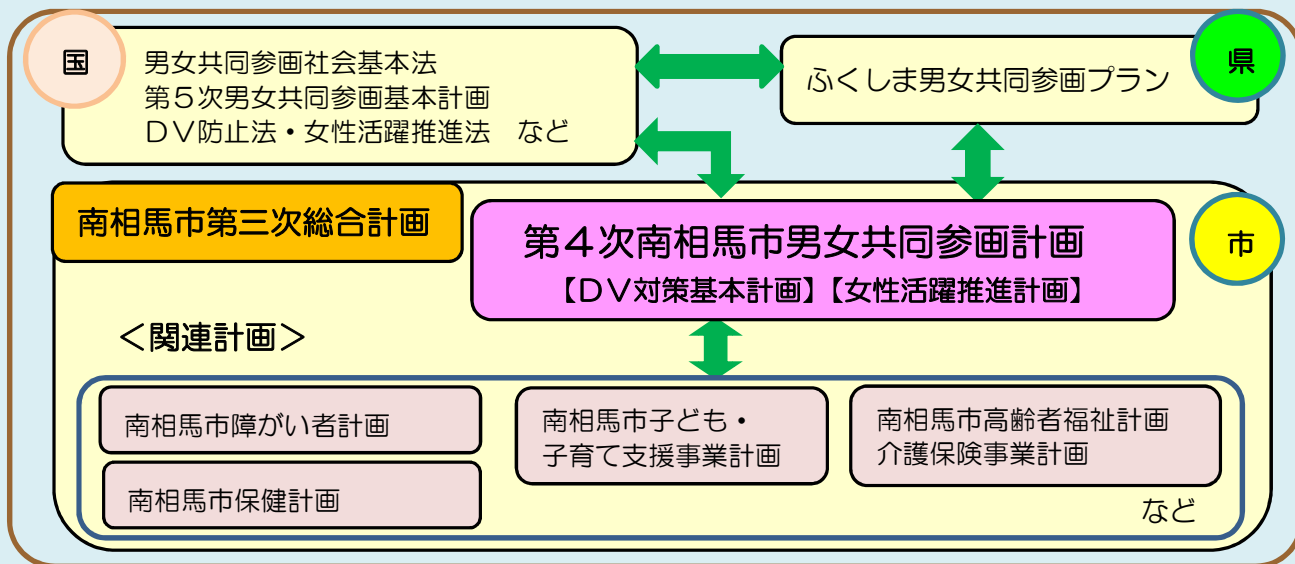
令和2年3月、「男女で協力しながらつくる、かがやきとやすらぎのあるまち」を基本理念とした「第3次南相馬市男女共同参画計画」を策定し、人権尊重と男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境の整備など、5つの基本目標を柱に、男女共同参画の実現に向けて施策を推進してきました。

しかし、依然として残る固定的な性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる分野における女性の参画推進などに加え、近年はドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶や女性の貧困、ジェンダー平等、人生100年時代の到来による働き方や暮らし方の変化、デジタル化社会への対応など多くの課題があります。男女共同参画社会の実現には、こうした多くの課題の解決に取り組む必要があり、第3次南相馬市男女共同参画計画の施策体系を継承しつつ、新たな問題や社会情勢の変化などに対応し、全ての人が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指すため、「第4次南相馬市男女共同参画計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本市の上位計画である「南相馬市第三次総合計画」の分野別計画として策定するものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV対策防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を兼ねる計画とします。



計画期間

令和6年度から令和9年度までの4年間。

ただし、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行うものとします。

SDGsとジェンダー平等社会の推進

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットで構成されています。SDGsの目標5に、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において重要な貢献をするもの」とされています。本市では行政・事業者・市民等の地域が丸となってSDGsを推進していくために、「南相馬市第三次総合計画」の基本計画の中で、施策と関連づけて進捗管理を行うこととしており、同計画前期基本計画の基本施策「生涯学習」においては、以下の6つの目標が設定されており、その中には「ジェンダー平等の実現」が含まれていることから、本計画はSDGsを意識して推進します。



基本理念

男女共同参画の推進にあたっては、全ての人が性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指していくものとなります。

また、令和5年3月に策定された、「南相馬市第三次総合計画」においては、「ジェンダー平等社会の推進」を施策としており、人権を尊重し合いながら、あらゆる人々がのびのびと能力を發揮できるジェンダー平等社会づくりに向け、施策を展開していく必要があります。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を「全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく發揮できるまち」とし、本計画における男女共同参画の目指す姿とします。

全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく發揮できるまち

基本目標

基本目標Ⅰ

人権尊重とジェンダー平等社会の推進

基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

基本目標Ⅲ

女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進）



基本目標Ⅳ

心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）

基本目標Ⅴ

復興・防災における男女共同参画の推進

基本目標の達成に向けた基本姿勢

次世代へ 明るい未来をつなぐ

性別による差別防止への理解促進を啓発し、全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく發揮できるジェンダー平等社会を推進し、次世代へ明るい未来をつないでいきます。

多様な方々に よりそう

全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく發揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、多様な方々によりそいます。

ジェンダー平等社会 の実現にいとむ

あらゆる分野において男女共同参画の視点を推進し、誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現にいとみます。

施策の体系

基本目標

施策の方向

施策

I



人権尊重とジェンダー平等社会の推進

- 1 男女共同参画意識の形成と定着
- 2 男女共同参画を目指す教育・学習の推進
- 3 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

- (1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- (1) 学校等における教育の推進
(2) 地域における男女共同参画学習の推進
- (1) 性に関する教育・啓発の充実

II



仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- 1 男女がともに家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進
- 2 安心して子育てできる環境づくりの推進
- 3 介護支援の充実
- 4 生活上の困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

- (1) 就労環境の整備の促進
(2) 育児・介護休暇取得の促進
(3) 地域・家庭への男性参画支援
- (1) 子育て支援の充実
(2) 地域における子育て支援の促進
- (1) 介護事業・相談体制の充実
- (1) 各種相談・支援体制の充実

III



女性の人材育成と意思決定過程への参画促進(女性活躍推進)

- 1 公的分野における女性の参画推進
- 2 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

- (1) 審議会等への女性の参画促進
- (1) 女性の人材育成
(2) 国際社会における各種取組の推進

IV



心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援(DV防止)

- 1 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発
- (1) 生涯にわたる心身の健康支援

V



復興・防災における男女共同参画の推進

- 1 復興に向けての男女共同参画の推進
- 2 防災における女性の参画促進

- (1) 復興に関するあらゆる分野での女性等の多様な人材の参画の推進
- (1) 災害時における多様な方々の視点の反映

市の役割

- 市役所が率先して模範となれるよう、男女共同参画計画を推進する立場として、ジェンダー平等の視点を持ち、特定の職場にこだわることなく女性を配置し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 幅広い分野からの参画を進めるために、審議会等へ公募制度を導入し、女性の登用を積極的に促進します。
- 市民一人ひとりが能力を十分発揮して自己の意思と責任による多様な生き方をできるよう、社会環境を整えていきます。
- 市政への関心と理解を深め、市政への積極的な参画を促すため、広聴機会の充実を図るとともに、出前講座等を開催します。
- 市民、地域団体、事業者、国及び県との十分な連携・協力を図り、ジェンダー平等社会の実現に向けた施策を計画的に実施していきます。

市民の役割

- 一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画や人権尊重に関する理解を深め、一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、行動するようにします。
- だれもが、仕事や家庭生活、地域生活等において、自らの希望に沿ったバランスのとれた生活を実現できるように、それぞれの個性・生き方・考え方を尊重し、助け合います。
- 地域での見守りや声かけなどに努め、孤立やハラスメント、DV、虐待などのないまちづくりに取り組みます。
- 性的マイノリティの方々を含め、多様な人材が活躍できるまちづくりに取り組みます。

事業者の役割

- ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、育児・介護休業等の取得推進を目的とした支援制度を活用し、従業員への周知・啓発により、職場環境の改善に努めます。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に取り組みます。

市民活動団体の役割

- ジェンダー平等のもと、地域のまちづくり活動などに男女がともに主体的に参画し、安心安全な住みよい地域をつくります。
- それぞれの団体の活動では、女性自身の積極的向上やエンパワーメントを支援する機会を提供し、人材育成に取り組みます。

第4次南相馬市男女共同参画計画 概要版

令和6年3月 南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL 0244-24-5249 FAX 0244-23-3013
